

平成29年度

入来麓伝統的建造物群保存地区保存会運営補助金 評価表

NO.

68

所管部課名	文化課	担当者	村山 尚平						
事務事業名	入来麓伝統的建造物群保存地区整備事業費								
根拠法令	薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱								
補助経過年数	11年以上15年以下								
平成29年度 予算額	50 千円	国県支出金 千円	一般財源 50 千円	その他 千円	その他の内容				
	指標名		目標値	目標年度					
成果指標①	保存会対応による入来麓伝建地区内の案内者数		年2,000人	平成34年度					
成果指標②	保存会に所属するガイド数		5人	平成34年度					
補助対象者	入来麓伝統的建造物群保存地区保存会								
補助対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、ほか特に必要であると認められる経費								
補助対象事業・活動の内容	伝統的建造物群保存地区に選定されている入来麓地区全体の「景観の保全」及び「住み心地の良い魅力ある町づくり」の向上を目的に実施する事業を対象とする。入来麓伝統的建造物群保存地区の案内、清掃、生垣の維持管理、地域の歴史・文化の伝承活動、空地・空家の見回り、休耕田の活用など。								
補助金額又は補助率	50 千円								
上記項目の積算方法	予算で定める額以内で、50 千円を限度とする。								
補助を受ける 過去3年間の 決算状況等の 概要	収入	項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度		
			金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)	
		自己資金	80,071	36.3%	123,503	67.8%	32,821	19.5%	
		会費収入	22,500	10.2%	21,900	12.0%	21,600	12.9%	
		事業収入	32,571	14.8%	21,603	11.9%	6,221	3.7%	
		寄付金・その他助成	25,000	11.3%	80,000	43.9%	5,000	3.0%	
		市補助金	50,000	22.7%	50,000	27.4%	50,000	29.8%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
		(前年度繰越金)	90,399	41.0%	8,766	4.8%	85,230	50.7%	
		計	220,470	100.0%	182,269	100.0%	168,051	100.0%	
	支出	事業費	211,704	96.0%	78,039	42.8%	113,344	67.4%	
		人件費	0	0.0%	19,000	10.4%	19,000	11.3%	
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
		(翌年度繰越金)	8,766	4.0%	85,230	46.8%	35,707	21.2%	
		計	220,470	100.0%	182,269	100.0%	168,051	100.0%	
		支出計/前年度支出計				82.7%		92.2%	
		自己資金/前年度自己資金				154.2%		26.6%	
		翌年度繰越金/市補助金		17.5%		170.5%		71.4%	
交付件数			1		1		1		
成果指標の推移①			2,183		1,833		1,517		
成果指標の推移②			3		3		3		
特記すべき事項等	【今年度改善点】	観光案内所において観光記念の「城郭符」の販売を今年度から新たに実施している。							
	【前回評価】	平成26年度「現状のまま継続」							
	【前回評価への回答】	親切で丁寧なガイドをされているので、ガイドに従事される方が対価を得られるよう検討されたい。観光物産協会等を通じてガイドの申込があった分については、ガイドへの報酬が支払われるようにしている。							
	【事業のPR方法】	市の観光・CS課や観光物産協会と連携し、チラシの配布やホームページへの掲載等で周知を行っている。							
	【費用対効果】	地域の美化活動や不定期に訪れる団体観光客へのガイドの確保等、直営で実施する場合は費用負担が大きくなると考えられ、費用対効果は大きいと思われる。							
【補助事業以外の事業】	入来麓伝建地区協議会に参加し、旧増田家住宅や入来郷土館、図書館入来分館の管理運営に								
	【その他】	参与している。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	入来麓伝建地区に来訪した市内外からの観光客等に対し、ガイド案内を継続的に実施している。また、商工会や観光物産協会によるイベント等にも保存会として協力している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	入来麓伝統的建造物群保存地区は県内でも3箇所しかない国選定重要伝統的建造物群保存地区の一つであり、文化財保護法により保存が義務付けられているほか、市としても伝建地区保存条例に基づく取り組みを行っており、地区全体を文化財として保存していくという目的達成のためには地域住民自身による保存活動を推進する必要があることから、①に該当すると考えられる。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	保存会によるガイドの実施や地域の美化活動が定期的・継続的に実施されており、文化財としての保存と観光での活用の双方に効果が生じている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	観光ガイドや地域の美化活動等、個別の活動は市が直接実施することは可能であると考えられるが、現在交付している補助金より多くの費用負担が発生すると考えられ、地域住民の文化財保護への関心も低下する恐れがある。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	現在の補助額5万円に対する明確な根拠は無いが、保存会の活動を実施するための必要最低限の補助に近く、社会経済情勢に照らし、妥当であると考ええる。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	観光客向けのお土産（城郭符等）の販売や、地域住民から会費を集めるなどの自助努力を行っているが、収入額は少なく一定の補助を要する状況である。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	当該保存会や地区コミ等を含めた3団体で、旧増田家住宅や入来郷土館、図書館入来分館の指定管理を行っている。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	地域全体を文化財として保存・活用していくためには、地域住民が保存活動の主体となることが望ましく、現在の保存会への補助は妥当であると考ええる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	B	補助対象経費が明確に規定されているわけではないが、事業は保存会の目的に向けた取り組みに使われており、公費を充てても妥当と言える。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 入来麓伝統的建造物群保存地区全体を文化財として保存・活用していくに当たり、地域住民自身が地域の美化や保存、伝承活動に参画する現在の保存会活動は今後も継続していくことが望ましい。 〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉 城郭符の販売など収益の確保に努めるとともに、観光案内所や地域内の飲食店、地区コミ等との連携を密に行い、地域全体の活性化を図る。	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
			〈まとめ〉

入来麓伝統的建造物群保存地区保存会運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる入来麓伝統的建造物群保存地区保存会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 入来麓伝統的建造物群保存地区保存会運営補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 入来麓伝統的建造物群保存地区保存会(以下「保存会」という)が主となって実施する事業に供するものであること。
- (2) 重要伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という)において保存会が景観維持のために必要とする事業に供するものであること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる場合

(補助金の額)

第3条 入来麓伝統的建造物群保存地区保存会運営補助金の額は、次条に定める経費の合計額とし、50,000円を限度とする。

(補助対象経費)

第4条 入来麓伝統的建造物群保存地区保存会運営補助金は、次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 報償費
- (2) 旅 費
- (3) 需用費
- (4) 役務費
- (5) 委託料
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) 備品購入費
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費についてはこの限りではない。

(交付の申請)

第5条 入来麓伝統的建造物群保存地区保存会運営補助金の交付の申請に係る、規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年5月1日とする。

2 入来麓伝統的建造物群保存地区保存会運営補助金の交付の申請に係る、規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会 則
- (2) 会員名簿

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類。

(交付の基準)

第 6 条 入来麓伝統的建造物群保存地区保存会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第 2 条の要件を満たさない場合

(2) 前号に掲げるもののほか、当該申請者に入来麓伝統的建造物群保存地区保存会運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第 7 条 入来麓伝統的建造物群保存地区保存会運営補助金の実績報告は、規則第 15 条に定めた書類によりおこなうものとする。

(効果の測定)

第 8 条 入来麓伝統的建造物群保存地区保存会運営補助金の効果（条例第 4 条第 2 項第 1 号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

(1) 保存会開催状況

(2) 保存地区の景観維持活動の状況

(補助事業者等の責務)

第 9 条 入来麓伝統的建造物群保存地区保存会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の文化教育施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(削除)

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。